

令和5年度つくば市市場・市民ニーズ調査事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、つくば市市場・市民ニーズ調査事業（以下「市場・市民ニーズ調査事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものであり、市域課題解決の可能性を検証した未来技術を活用した商品や役務（以下「商品・役務」という。）のモニター試用を通じて、商品・役務の質の改善や市域への迅速な普及を図り、もって市民生活の向上や地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 未来技術 IoT(Internet of Things)、ビッグデータ解析、人工知能(AI)、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス、センシング、XR、メタバース、サイバーセキュリティ、自動運転、ドローン等を用いた革新的な技術をいう。

(2) モニター試用 一定の試用期間を設け、第9条第2項に規定するモニター試用承認決定通知書の交付を受けた者（以下「モニター」という。）が商品・役務を試用し、試用後にアンケート調査またはヒアリング調査等を実施することにより、商品・役務の評価を行うことをいう。

(共同事業者)

第3条 市場・市民ニーズ調査事業は、モニター試用を通じて、モニターに使用感や意見を聴き取り、受容性や改良点等を調査及び分析するもので、市と第6条第2項に規定するつくば市市場・市民ニーズ調査事業承認決定通知書の交付を受けた者（以下「共同事業者」という。）が共同で実施（以下「共同事業」という。）する。

2 共同事業者は、市と市場・市民ニーズ調査事業の目的を共に実現できる事業者とする。

3 共同事業者は、モニターに対しモニター試用の対象となる商品・役務を無料で提供するものとする。

4 市と共同事業者は、共同事業の実施にあたり、両者間で協定を締結する。

- 5 協定には、モニター試用の対象となる商品・役務、数量、期間、市と共同事業者の役割、負担金額のほか、共同事業に当たり必要な事項を定める。
- 6 モニター試用開始日は協定締結日の翌日以降とし、その終了日は協定に定める期間の最後の月の末日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

(対象となる商品・役務の要件)

第4条 モニター試用の対象となる商品・役務は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業、もしくはつくば市未来共創プロジェクト事業で実証を行ったもの。
- (2) 前号において、実証時にモニターから高い評価を受けたもの。
- (3) モニターやモニター試用でサービスを提供する市民等から、明確な要望があるもの。
- (4) 前号の実証終了年度から最長で5年を越えないもの。

(商品・役務の申請)

第5条 共同事業者は市に、前条の各号に該当するか否か、また同条第2号及び第3号はその内容を含め、市場・市民ニーズ調査事業の申請書(様式第1号)を、モニター試用を開始する14日前までに市長に申請しなければならない。

(共同事業の実施通知等)

第6条 市長は、前条の申請をもとに、市場・市民ニーズ調査事業の要件確認書(様式第2号)により確認し、次の各号に掲げる基準の全てに適合し、市が地域課題解決に必要と認めた場合は、共同事業の申請を承認することができる。

- (1) 申請書に記載された共同事業の内容が、次の全てに適合すること
 - ア 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと
 - イ 公序良俗に反する恐れがないこと
- (2) 次に掲げる事項について同意があること
 - ア モニター試用に際して、他人(従業者を含む。)に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと
 - イ 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行うこと
- (3) 共同事業者が市税を滞納していないこと

2 市長は、前条の規定による申請に対し、共同事業を承認したときは、共同事業者に、つくば市市場・市民ニーズ調査事業承認決定通知書（様式第3号）で通知し、協定を締結し、共同事業を実施する。また、承認しないときは、共同事業者に、つくば市市場・市民ニーズ調査事業不承認決定通知書（様式第4号）を通知し、共同事業を実施しない。

（モニター）

第7条 モニターは、原則として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとし、詳細は協定にて定める。

(1) 市内に住所を有する事業者（行政機関や研究教育機関等の公的機関や医療法人も含む）。

(2) 市内に住所を有するもの。

2 商品・役務のモニターが、前項第1号または第2号に限定できない、もしくは該当しないときには、モニター試用の実施場所が市内の場合に限り例外を認め、詳細は協定にて定める。

（モニター試用の申請）

第8条 商品・役務のモニター試用を希望する者は、モニター試用承認申請書（様式第5号）を市長に申請しなければならない。

（モニターの実施通知等）

第9条 市長は、前条の申請をもとに、モニター要件確認書（様式第6号）により確認し、次の各号に掲げる基準の全てに適合した場合は、モニター試用の申請を承認することができる。

(1) モニター試用承認申請書に記載された内容が、次の全てに適合すること

ア 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと

イ 公序良俗に反する恐れがないこと

(2) 次に掲げる事項について同意があること

ア モニター試用を行うに際して、商品・役務の貸与者の指示に従うこと

イ アに掲げる事項を遵守せずに損害を被った場合又はモニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと

2 市長は、前条の規定による申請に対し、モニター試用を承認したときは、モニター試用承認決定通知書（様式第7号）により、承認しないときはモニター試用不承認決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。
（モニター試用に係る契約）

第10条 モニターは、当該承認通知書に係る商品・役務の試用について、共同事業者との間で、当該共同事業者の定める手続に従い、契約締結するものとする。
（モニター試用の中止）

第11条 モニターは、モニター試用を中止するときは、モニター試用中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 共同事業者は、モニターとの試用契約が契約期間の満了前に終了したときは、市長にその旨を通知しなければならない。
（承認の取消）

第12条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、第9条第2項の規定に基づく承認（以下単に「承認」という。）を取り消すことができる。

- (1) モニター試用承認申請書（様式第5号）に従ってモニター試用を行っていない場合
- (2) 第9条第1項各号に規定する基準に適合しなくなった場合
- (3) モニターと共同事業者が締結した試用契約が契約期間の満了前に終了した場合
- (4) 前各号のほか、この要項に定める事項に反し、又は市長の指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、モニター試用承認取消通知書（様式第10号）により速やかにその旨をモニターに通知する。
（モニター試用終了報告）

第13条 モニターは、承認を受けたモニター試用が終了したときは、終了後10日以内にモニター試用報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(負担金額)

第 14 条 負担金の額は、予算額を限度とする。

2 負担金の額及び拠出方法は、共同事業者との間で締結する協定において定めるものとする。

3 市の負担金額は、商品・役務の利用に係る費用と、商品・役務の市場ニーズ調査に係る費用とし、共同事業に要する総費用の3分の2を限度とする。

(その他)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月6日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

所在地：〒

事業者名：

代表者名：

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の承認申請書

つくば市市場・市民ニーズ調査事業の承認を受けたいので、つくば市市場・市民ニーズ調査事業実施要項第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 未来技術を活用した商品や役務の種類

2. 要件確認事項

- つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業、もしくはつくば市未来共創プロジェクト事業で実証を行った商品・役務である。

【実証を行った事業名】

- つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業、もしくはつくば市未来共創プロジェクト事業時のモニターから高い評価を受けた。

【モニターからの評価内容】

- ・
- ・

- モニターや商品・役務の提供を受けた市民等から、明確な要望がある。

【具体的な要望】

- ・
- ・

- 商品・役務の実証終了年度から最長で5年を越えない。

【実証終了年度】

- 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと

- 公序良俗に反する恐れがないこと

3. 同意事項

- モニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと

- 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行うこと

- 申請の審査にあたり、つくば市の担当者が税台帳の確認を行うこと

様式第2号（第3条、第4条及び第6条関係）

令和 年（ 年） 月 日

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業の要件確認書

確認者：

- 市場・市民ニーズ調査事業の目的を共に実現できる事業者である。
- つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業、もしくはつくば市未来共創プロジェクト事業で実証を行った商品・役務である。

【実証を行った事業名】

- 実証時にモニターから高い評価を受けた商品・役務である。
- モニターや商品・役務の提供を受けた市民等から、明確な要望がある。
- 商品・技術の実証終了年度から最長で5年を越えない。

【実証終了年度】

- 市域課題解決に必要な共同事業である。

【具体的な課題】

- 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがない。
- 公序良俗に反する恐れがない。
- モニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わない。
- 市が実施する、当該事業の報告会等において可能な範囲で協力を行う。
- 市税に滞納がない。

様式第3号（第6条関係）

つくば 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

つくば市長

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市場・市民ニーズ調査事業共同事業
については、承認することを決定したので、通知します。

様式第4号（第6条関係）

つくば 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

つくば市長

つくば市市場・市民ニーズ調査事業共同事業不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市場・市民ニーズ調査事業については、下記の理由により承認しないことを決定したので、通知します。

記

不承認の理由

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

所在地：〒

事業者名：

代表者名：

モニター試用承認申請書

つくば市市場・市民ニーズ調査事業に係るモニター試用を実施要項第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 試用したい商品・役務の種類

2. 試用数量

3. 試用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 要件確認事項

商品・役務の試用を行う理由や現状の課題

・

・

商品・役務の導入により期待される効果

・

・

関係法令に違反せず、又は違反する恐れがないこと

公序良俗に反する恐れがないこと

3. 同意事項

ア. モニター試用を行うに際して、商品・役務の貸与者の指示に従うこと

イ. ア.に掲げる事項を遵守せずに損害を被った場合又はモニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと

様式第6号（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日

モニター要件確認書

確認者：

- モニター試用にあたっての明確な課題と導入効果が見込めること。
- 関係法令に違反せず、又は違反する恐れがない。
- 公序良俗に反する恐れがない。
- ア. モニター試用を行うに際して、商品・役務の貸与者の指示に従うこと
- イ. ア.に掲げる事項を遵守せずに損害を被った場合又はモニター試用に際して、他人（従業者を含む。）に損害を与えた場合は、つくば市は責任を負わないこと

様式第7号（第9条関係）

つくば 第 号
令和 年 月 日

様

つくば市長

モニター試用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市場・市民ニーズ調査事業モニター試用については、承認することを決定したので、通知します。

様式第8号（第9条関係）

つくば 第 号
令和 年 月 日

様

つくば市長

モニター試用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市場・市民ニーズ調査事業モニター試用
については、下記の理由により承認しないことを決定したので、通知します。

記

不承認の理由

様式第9号（第11条関係）

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

所在地：〒

事業者名：

代表者名：

モニター試用中止届

令和 年 月 日付けで承認を受けたモニター試用について、下記のとおり中止いたしますので、届け出ます。

記

- 1 商品・役務の種類
- 2 中止の年月日
令和 年 月 日
- 3 中止理由

様式第 10 号（第 12 条関係）

つくば 第 号
令和 年 月 日

様

つくば市長

モニター試用承認取消通知書

令和 年 月 日付けで承認したモニター試用については、下記のとおり承認を取り消したので、通知します。

記

- 1 商品・役務の種類
- 2 取消の年月日
令和 年 月 日
- 3 取消理由

様式第 11 号（第 13 条関係）

令和 年 月 日

つくば市長 宛て

所在地：〒

事業者名：

代表者名：

モニター試用報告書

令和 年 月 日付けで承認を受けたモニター試用について、下記のとおり実施しましたので、通知します。

なお、本書に記載した内容を、試用した商品・役務の提供者に対して提供することに同意いたします。

記

1. 試用したい商品・役務の種類

2. 試用数量

3. 試用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 試用結果

商品・役務の導入により得られた効果

試用した業務

試用した人数

5. 今後の商品・役務の導入について（該当する項目に☑を付ける）

導入決定（導入決定の場合は数量を記入）

導入検討を継続

導入しない